

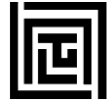
## 生産者、販売者の皆様へ

### (1) はかりを正しく使用しましょう。

- ・検定証印や基準適合証印が付いているはかりを使用する。



検定証印

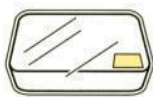


基準適合証印

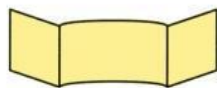
- ・定期検査に合格したはかりを使用する。
- ・振動が伝わる場所や風の当たる場所ではかりを使用しない。
- ・はかりは水平に設置する。(水平器がついているので使用前に確認する。)
- ・周囲にある物などに、はかりが接触しないように注意する。
- ・計量する前に、表示値がゼロ(又は風袋量引の値)であることを確認する。

### (2) 風袋量を正しく引きましょう。

- ・風袋には、トレイ・ラップ、わさび、しょうゆ、つま、たれ等が含まれます。



●5~20g位  
トレイ・ラップ



●5~25g位  
ロー引き紙



わさび



しょうゆ



つま



乾燥剤



焼き豚のたれ

これらの風袋は、商品の内容量には含まれません。

### (3) 内容量を正しく表記しましょう。

- ・内容量は風袋量を正しく引いて表記する。  
(内容量=商品総重量-風袋量)
- ・乾燥等による自然減量に注意する。  
(水分が蒸発しやすい商品は、定期的に再計量を行いましょう。)
- ・正しい方法で計量する。  
(水平やゼロ点等、はかりの点検調整が不十分。はかりの周囲が乱雑で、物が挟まっていたり、接触している等に注意しましょう。)
- ・内容量は正確に表記する。  
(約〇〇gや、ほぼ〇〇g等、あいまいな表記は計量法で認められていません。)

#### (4) 定期検査を受けましょう。

○はかり(特定計量器)は、長く使用している間に誤差が生じることがあります。このため、取引や証明に使用するはかりは、2年に1回、検査を受けることが計量法で義務づけられています。この検査を定期検査といい、検査に合格しないと、はかりを引き続き取引や証明に使用することはできないことになっています。

○定期検査には次の方法があります。

##### ・県が行う検査(集合検査及び所在検査)

知事が行う検査であり、原則として知事の指定した場所及び時間にはかりを持ち込み、検査を受けます。はかりの数が多い、はかりが大きい等の理由により知事の指定した場所までの運搬が困難である場合は、はかりの所在場所で検査を実施することもできます。なお、宇都宮市については独自に定期検査を実施しています。

##### ・計量士が行う検査(代検査)

計量士の資格を持った者が行う検査で、はかりの所在場所で検査を行います。代検査は、集合検査が実施される日の1年前から前日までに実施することと規定されています。

代検査を希望する場合は、計量士に直接お問い合わせください。なお、当所HP(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f51/index.html>)に栃木県内で代検査業務を行う届け出のあった計量士一覧(掲載希望者のみ)を掲載していますので、ご参照ください。

○栃木県では、検査区域を北と南に分け、定期検査を実施しています。年度ごとの検査区域は次のとおりです。

##### ・偶数年度

鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

##### ・奇数年度

足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町

### 定期検査に関する問い合わせ先

○集合検査・所在検査(宇都宮市を除く)

栃木県計量検定所

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1-5-64

TEL:028(667)9425 FAX:028(667)9426

○集合検査・所在検査(宇都宮市)

宇都宮市計量検査所

〒320-0026 宇都宮市馬場通り4丁目1-1(うつのみや表参道スクエア5階)

TEL:028-616-1562 FAX:028-616-1548